定期刊行物　医療関係者のための最新医業経営情報

TH Picks for Doctor

Vol.25
2026.09

［発行日］　2026年9月1日発行
［発行元］　本郷メディカルソリューションズ株式会社
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL：0120-016-705［受付時間：9時00分～17時30分（土日・祝日・年末年始除く）］
URL：https://corporate.ht-hms.co.jp/

Webサイト

特集

2026年下半期の賢い税金対策

2026年も早いもので残すところあと4か月となりました。今回は年末にかけて確認しておきたい税金対策をご紹介します。何事も早めの対策が肝心。押さえたいポイントを「事業所得編」と「所得控除編」に分けて確認していきましょう。

1. 事業所得編

少額減価償却資産の購入

税制改正により、即時損金算入できる「少額減価償却資産」の取得価額が30万円未満から40万円未満に引き上げられました。事業供用した年度に年間合計300万円まで全額経費にできます。PCやモニターのほか、待合室の空気清浄機や冷蔵庫なども対象です。

ホームページの刷新

制作費は広告宣伝費として一括経費にできます（予約システム等の部分を除く）。この機会にリニューアルを検討されてみてはいかがでしょうか。

経営セーフティ共済への加入

月額5,000円～20万円（年間最大240万円、累計800万円）の掛金全額を経費化できます。40か月以上の加入で解約時に全額戻りますが、解約手当金は収入扱いとなるためタイミングに注意が必要です。

賃上げ促進税制の活用

前年よりスタッフの給与総額を1.5%以上増やした場合に、増加額の一定割合を所得税から控除できるのが「賃上げ促進税制」です。対象となる「給与支給総額」には毎月の給料のベースアップに限らず賞与も含まれるため、利益が出た年に賞与として還元することで効果的な節税を行いつつ、スタッフのモチベーション向上や人材定着が期待できます。また、従業員向けの教育訓練費を増やすことで控除額がさらに上乗せされますが、個人事業主におけるこの上乗せ措置は「令和8年分」で終了となります。最後の適用チャンスとなるため、スタッフの育成を支援しつつ、この減税を最大限に活用するのがおすすめです。

所得税から控除できる金額（令和8年分）

1	前年よりも従業員への給与支給総額が1.5%以上増加した場合	増加額の15%
2	前年よりも従業員への給与支給総額が2.5%以上増加した場合	+15%上乗せ
3	前年よりも従業員向け教育訓練費を5%以上増加し、かつ、教育訓練費の額が給与支給総額の0.05%以上である場合	+10%上乗せ

※教育訓練費の例：職務に必要な技術・知識の習得や向上のために行われるもので、外部の招聘講師への報酬、自院で行う教育訓練のために要した費用（研修施設・会議室の利用料含む）、外部研修への参加費、eラーニングのコンテンツ使用料など。
※親族への給与は対象外となります。
※控除額はその年分の所得税額の20％が上限となります。

2. 所得控除編

社会保険料控除

国民年金基金

個人事業主向けの公的年金。iDeCoと合算で月額上限6.8万円が全額所得控除されます。原則65歳以降受給の確定給付型で元本割れはありませんが、インフレリスクはあります。手続きは全国国民年金基金HPから可能です。

小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済制度

退職金制度。月額1,000円～7万円の全額が所得控除されます。任意解約（240か月未満）の元本割れや、iDeCoと受取年が重なる際の税負担増加に留意が必要です。医療法人化による役員就任時は継続不可となります。

iDeCo

自分で運用商品を選ぶ私的年金。国民年金基金と合算で月額6.8万円まで全額所得控除され、運用益は非課税です。元本割れリスクと手数料が生じます。

生命保険料・地震保険料控除

生命保険料控除

「一般生命保険」「個人年金」「介護医療」の3枠があり、それぞれ最大4万円、合計で**最大12万円**の所得控除が受けられます。年間の支払保険料が各8万円を超えると控除枠の上限に達するため、ご加入や見直しの際は控除枠も考慮したご検討をお勧めします。

地震保険料控除

居住用建物や家財を対象とした地震保険料について、**最大5万円**（全額）が所得控除されます。

雑損控除

- ○ 災害、盗難、横領によって住宅や家財に損害を受けた場合に適用できます（※詐欺や恐喝は対象外）。
- ○ シロアリ等の害虫駆除や修復費用、害虫予防のために支出した費用も控除対象です。被害を受けた際の発注書や領収書は大切に保管しておきましょう。

医療費控除

医療費控除

生計を一にする家族全員分の年間医療費が10万円（または総所得金額等の5%のいずれか少ない方）を超えた場合、超えた金額が控除対象（上限200万円）となります。診療費だけでなく、通院のための公共交通費や治療目的で購入した市販薬の費用も合算可能です。

セルフメディケーション税制

健康診断や予防接種などを受ける人が、対象の特定成分を含むOTC医薬品（約3,000点）を世帯合計で年間1.2万円を超えて購入した場合、超えた金額（**上限8.8万円**）が所得控除されます。通常の医療費控除とは選択適用となるため、レシートを集計して節税効果の高い方を選択しましょう。

寄附金控除

ふるさと納税

自治体に対する寄附額から2,000円を引いた額が、所得金額に応じた限度額まで控除されます。2025年10月の仲介サイトポイント付与禁止に続き、2026年10月からは返礼品基準が厳格化されます。返礼品（一時所得）が年間50万円を超えると課税対象となります。

特集02

制度改正でどう変わる？ クリニック実務への影響と対応

令和8年5月29日、「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。改正の柱は、負担と給付の見直しです。医療費の増加を背景に、現役世代を中心とした保険料負担を抑制しつつ、医療保険制度を将来にわたって持続可能とすることを目的としています。改正内容は、患者負担や保険給付の見直し、妊娠・出産支援の拡充など幅広い分野に及びます。

ここでは、クリニック実務への主な影響と対応のポイントを紹介します。

1.OTC類似薬　処方時の説明がより重要に

（施行時期：令和9年3月を予定）

市販薬（OTC医薬品）で代替可能な医療用医薬品については、通常の自己負担に加え、薬剤料の25％が別途追加される仕組みが導入されます(※1)。これにより、「市販薬との違いは？」「なぜ負担額が変わるの？」といった相談や質問を受ける機会が増えることが想定されます。対象となる医薬品や追加負担の仕組みなどについて、院内での対応方法をあらかじめ確認しておくことが大切です。

2.高額療養費制度　窓口対応の確認を

（施行時期：令和8年8月1日）

医療費の自己負担限度額について、月単位の上限額が引き上げられました。一方で、長期療養者などの負担軽減を図るため、新たに年単位の上限額が設けられています。患者さんによっては窓口での支払い額が変わることがあるため、受付・会計では制度の概要を把握し、詳細な相談は加入している医療保険者などへ案内できるよう準備しておくと安心です(※2)。

3.妊娠・出産支援　情報提供の充実が必要に

（施行時期：公布後2年以内を予定）

出産に要する標準的な費用について自己負担が生じない仕組みが導入されます。また、産科医療機関などでは、妊産婦が自身のニーズに応じたサービス内容や費用を比較・選択できるようにするための情報提供が義務付けられます。対象となる医療機関では、説明資料や案内方法の見直しが求められます。

4.後期高齢者医療制度　今後の制度変更を見据えた準備を

（施行時期：公布後5年以内を予定）

後期高齢者医療制度では、上場株式の配当などの金融所得について、確定申告の有無にかかわらず、窓口負担割合や保険料の算定へ反映されるようになります。施行までには時間がありますが、対象となる患者さんからの質問に備え、制度の概要を確認しておくとよいでしょう。

制度改正への対応は「情報共有」から

今回の改正に伴い、患者さんへの説明や窓口対応の重要性がこれまで以上に高まります。施行時期や対応すべき内容は制度ごとに異なるため、まずは自院に関係する変更点を確認し、スタッフ間で情報共有することから始めましょう。受付・会計の対応手順や患者説明用の資料を事前に整備しておくことで、制度変更後も安心して対応できます。
制度改正への準備は、患者さんの安心感につながるだけでなく、クリニック運営を円滑に進めるための大切な取り組みといえるでしょう。

参考文献

厚労省「医療保険制度改正法が成立しました」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/newpage_00014.html （2026/8/10参照）

厚労省「高額療養費制度を利用される皆様へ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html （2026/8/10参照）

※1　追加負担については、こどもや難病を抱える患者、所得の状況などの事情を踏まえた配慮措置が検討されています。

※2　令和9年8月からは、月額負担の所得区分が現行の4区分から12区分への細分化が行われます。